

装官総第130号
27.10.1
一部改正 装官総第4351号
29.3.30
一部改正 装官総第4759号
令和3年3月31日
一部改正 装官総第11794号
令和5年6月30日
一部改正 装官総第17420号
令和6年9月25日

長官官房各装備官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官 殿
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各 部 長
施設等機関の長

長官官房審議官
(公印省略)

防衛装備庁のファイル暗号化ソフトの運用及び維持管理要領について（
通達）

標記について、ファイル暗号化ソフトの維持・管理要領について（通達）（平成1
9年防運情第5156号）第4項に基づき、別紙のとおり定められたので、通達する。

添付書類：別紙

防衛装備庁のファイル暗号化ソフトの運用及び維持管理要領について

1 目的

この要領は、ファイル暗号化ソフトの維持・管理要領について（防運情第5156号。19.5.22。以下「ファイル暗号化通達」という。）に基づき、防衛装備庁におけるファイル暗号化ソフトの維持管理要領について定めるものである。

2 定義

この要領に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ファイル暗号化ソフト ファイル暗号化通達第1項第1号に規定するファイル暗号化ソフトをいう。
- (2) 情報システム 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第2条第2号に規定する情報システムをいう。
- (3) 注意電子計算機情報 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）（防防調第4608号。19.4.27。以下「注意通達」という。）第2章第8第1号に規定する、電子計算機情報であって、防衛省の職員以外の者又は当該事務に関与しない職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるものをいう。
- (4) 個人情報電磁的記録 防衛装備庁における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令の実施について（装官総第5116号。令和4年3月31日）第12第1項に規定する個人情報ファイル等の電磁的記録をいう。
- (5) インストーラ ファイル暗号化ソフト及び暗号鍵のインストールプログラムをいう。
- (6) インストーラ媒体 インストーラが保存された可搬記憶媒体をいう。
- (7) マスターディスク ファイル暗号化ソフトに係るインストーラ作成プログラム及び運用管理に必要なプログラム等が保存された可搬記憶媒体をいう。
- (8) 管理端末 インストーラの作成等ファイル暗号化ソフトの運用管理のために用いる端末をいう。
- (9) 情報システム情報保証責任者 防衛装備庁の情報保証に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第12号。以下「庁訓令」という。）第5条に規定する情報システム情報保証責任者をいう。
- (10) プロダクトキー マスターディスクからインストーラを作成する時に設定し、インストール時に必要となる文字列（半角英数字）をいう。
- (11) 情報システム情報保証責任者補助者 庁訓令第6条に規定する情報システム情報保証責任者補助者をいう。

- (12) 管理者権限 ファイル暗号化ソフトの解除、ユーザ管理、証跡管理及び暗号鍵の更新を行う権限をいう。
- (13) 管理者パスワード ファイル暗号化ソフトの管理者権限を行使するためのパスワードをいう。
- (14) 暗号区 同一の暗号及び暗号鍵を使用する範囲をいう。
- (15) 暗号部 ファイル暗号化ソフトの暗号処理を行う部分又はそれに必要な設定部分をいう。
- (16) システム利用者 ファイル暗号化ソフトをインストールした情報システムを利用する職員をいう。
- (17) 解除 ファイル暗号化通達第2項第3号に規定する、秘匿措置を講じることなく電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納するために必要なファイル暗号化ソフトの設定及びファイル暗号化ソフトの機能の停止処置をいう。
- (18) 解除責任者 ファイル暗号化通達第1項第4号に規定され、解除の責務を負う者をいう。
- (19) 封印等措置 特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第33号）附則第2項、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）第11条第3項、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）附則第3項及び注意通達附則第2に定める措置をいう。

3 導入

防衛装備庁において使用されるファイル暗号化ソフトの導入（既に導入されているソフトの更新は除く。）の決定は、第7項に規定する防衛装備庁において設置するファイル暗号化ソフト調整会議（以下「防衛装備庁ファイル暗号化ソフト調整会議」という。）で協議するものとする。

4 運用及び維持管理

(1) ファイル暗号化ソフトのインストール対象

防衛装備庁で保有する情報システムのうち、ファイル暗号化ソフトをインストールする対象は、以下に掲げるシステムを除く、全ての情報システムとする。ただし、インストール対象ではない情報システムについて、当該ソフトをインストールする場合は、情報システム管理室と調整の上、インストールする情報システムの運用承認者（情報保証責任者又は情報システム情報保証責任者）の許可を得るものとする。

ア 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（防運情第9248号。19.9.20）（以下「次官通達」という。）第4第1項第1号①に規定する情報システムであってリスク管理が適切に行われているもの。

イ 次官通達第4第1項第1号②に規定する業務用データを取り扱わない情報システム

(2) 管理

ア マスターディスクの管理

マスターディスクは長官官房総務官付情報システム管理室長（以下「情報システム管理室長」という。）が管理するものとし、鍵のかかる保管庫等に保管するものとする。

イ 管理端末

長官官房総務官付情報システム管理室情報保証・システム監査班（以下「保証・監査班」という。）はインストーラの作成及びファイル暗号化ソフトの運用管理に必要なプログラムをマスターディスクから管理端末にインストールするものとする。

ウ 管理端末の管理

情報システム管理室長は、管理端末の管理を適切に行うものとし、保証・監査班にその管理に係る業務を補助させることができる。

エ インストーラ媒体の作成、配布及び情報システムへのインストール

(ア) インストーラの作成

保証・監査班は、インストーラ媒体を作成する場合は、情報システム管理室長の許可を得て、作成するものとする。なお、作成したインストーラ媒体は、管理のための一連番号付与するものとする。

(イ) インストーラ媒体の配布

保証・監査班は、以下の場合にインストーラ媒体を配布するものとする。

- a ファイル暗号化ソフトのバージョンアップがあり、情報保証責任者補助者が必要と認めた場合
- b 情報システム情報保証責任者から別記様式第1で通知があった場合
- c 4項第3号に規定する暗号部の設定を更新する場合
- d 情報保証責任者が必要と認めた場合

(ウ) インストール

各端末へのインストールの実施については、情報システム情報保証責任者の指示により情報システム情報保証責任者補助者が行うものとする。

そのために必要なプロダクトキー及び管理パスワードは、インストール作業終了後も解除責任者及び情報システム情報保証責任者補助者が適切な保管を行い、亡失又は漏えいがないように管理する。

(エ) インストーラ媒体の保管

情報システム情報保証責任者は、部隊等情報保証責任者の中から、配布を受けたインストーラ媒体を管理するものを指定する。当該指定された部隊等情報保証責任者は、鍵のかかる保管庫等に格納及び集中保管するものとする。ただし、地区間が遠距離であって、部隊等情報保証責任者が許可した場合に

限り、部隊等情報保証責任者補助者が保管することができる。

カ インストーラ媒体の破棄

(ア) エの規定により新たにインストーラ媒体が配布された場合又はその他返却が必要な場合には、それまで使用していたインストーラ媒体を保証・監査班に返却するものとする。

(イ) 破棄すべきインストーラ媒体は、情報システム管理室長が破棄するものとする。

キ インストーラ媒体の取扱い

インストーラ媒体は、注意通達第2第1項に規定する「注意」として取扱うものとする。

ク エ(イ) bのファイル暗号化ソフトインストーラ媒体配布要請書を受理した者は、当該ファイル暗号化ソフトインストーラ媒体配布要請書の真正性について確実に確認を実施するものとする。

(3) 暗号鍵の更新

ア 暗号鍵の更新については2年を基準とするが、必要に応じて適宜更新を行うものとする。

イ 更新の要領については、情報システム管理室が適切な手順を定め、情報システム情報保証責任者の管理の下、情報システム情報保証責任者補助者がその手順に従い作業を行うものとする。

(4) ファイル暗号化ソフトにより秘匿化した電子計算機情報

ファイル暗号化ソフトにより秘匿した電子計算機情報の秘密等の取扱区分は、秘匿前と同じとする。

(5) 暗号化の解除

ア システム利用者は、暗号化の解除が必要な場合は、別記様式第2をもって申請するものとする。この場合において、解除責任者は、当該申請の真正性について確実に確認を実施するとともに、その必要性を判断し、適切と認められる場合には同様式をもって許可するものとする。

イ 解除責任者が許可した場合、解除責任者又は情報システム情報保証責任者補助者がその管理者権限により、解除を行うことができる。

ウ ファイル暗号化通達第1項第4号において規定されていない電子計算機情報の解除責任者は、同号エに規定する注意電子計算機情報の解除責任者を充てるものとする。

(6) 封印及び封印解除要領

情報システムのうち、ファイル暗号化ソフトをインストールすることにより、業務に支障を生じるおそれがある又はファイル暗号化ソフトが未対応のOSのためインストールができない、と情報システム情報保証責任者が認めた場合は、フ

ファイル暗号化ソフトをインストールする代わりに封印等措置を講じるものとし、封印の解除に必要な申請及び許可については、別記様式第3をもって行うものとする。この場合において、解除責任者は、当該申請の真正性について確実に確認を実施するものとする。

(7) 不具合対処及び改修

システム利用者は、ファイル暗号化ソフトの不具合の発生及び改修の必要が生じた場合には、速やかに、利用する情報システムの情報システム情報保証責任者に通報し、情報システム情報保証責任者はファイル暗号化ソフトの不具合対処又は改修等が必要である旨を情報システム管理室長に連絡するものとする。

(8) ファイル暗号化ソフトの証跡

情報システム情報保証責任者はファイル暗号化ソフトの証跡を適切に管理するものとし、情報システム管理室長に、管理に当たり必要な協力を求めることができるものとする。

(9) ファイル暗号化ソフトをインストールした情報システムにおける標示

ファイル暗号化ソフトをインストールした情報システムの確認しやすい箇所に、別記様式第4により標示するものとする。ただし、標示することが適切ではないと情報システム情報保証責任者が認めた場合は標示しないことができる。

5 ファイル暗号化ソフトの機能が損なわれる事態等の対処

情報システム情報保証責任者はインストーラ媒体及びファイル暗号化ソフトをインストールした情報システムの端末の盗難、紛失又はそのおそれがある場合及びファイル暗号化ソフトの機能が損なわれ又はそのおそれがある場合には、速やかに情報システム管理室長に通報するものとする。

6 ファイル暗号化ソフトの利用停止、破棄及び更新

(1) 利用停止

ファイル暗号化ソフトの利用を停止した端末は、OSの再インストール等の処置を行い、ファイル暗号化ソフトを消去した後、封印等措置を講じるものとする。

(2) 破棄

ファイル暗号化ソフトがインストールされた端末及びファイル暗号化ソフトが記録された可搬記憶媒体を破棄する場合は、防衛装備庁の情報保証に関する訓令の運用について（装官総第165号。27.10.1）別紙第3第8項及び別紙第6に基づきファイル暗号化ソフトを消去するものとする。

(3) 更新

更新のためのインストーラ媒体は、保証・監査班が配布するものとする。なお、配布の要領等は、情報システム管理室長が別に定めるものとする。

(4) ファイル暗号化ソフト調整会議

ファイル暗号化通達第3項のファイル暗号化ソフト調整会議の構成員は、情報

システム管理室長とする。

7 防衛装備庁ファイル暗号化ソフト調整会議の設置

防衛装備庁においてファイル暗号化ソフトの適用及び維持管理に係る業務を円滑に実施するため、防衛装備庁ファイル暗号化ソフト調整会議を設置する。

- (1) 防衛装備庁ファイル暗号化ソフト調整会議は、議長及び委員をもって構成する。
- (2) 議長は、情報システム管理室長をもって充て、委員は、各情報システム情報保証責任者が指定した者をもって充てる。ただし、議長が必要と認める場合は、議長が指名した者を会議に参加させることができるものとする。
- (3) 防衛装備庁ファイル暗号化調整会議で協議し合意した事項については、防衛装備庁長官の了承を得るものとする。

8 その他

この通達の実施に関し必要な事項については、この通達に定めるもののほか、ファイル暗号化ソフト調整会議において協議するものとする。ただし、第4項のうち、真正性の確認に関する事項にあつては長官官房総務官が、情報システム管理室が実施する事項にあつては情報システム管理室長が定めることができる。

9 経過措置

- (1) 第4項第9号の標示の規定は、平成27年9月30日以前に、技術研究本部及び装備施設本部においてファイル暗号化ソフトをインストールした情報システムについては実施しない。ただし、情報システム情報保証責任者が実施すると判断した場合は実施を妨げない。
- (2) 第4項第9号の標示の規定は、令和3年3月31日以前に、電子装備研究所及び先進技術推進センターにおいてファイル暗号化ソフトをインストールした情報システムについては実施しない。ただし、情報システム情報保証責任者が実施すると判断した場合は実施を妨げない。

長官官房総務官付情報システム管理室長 殿

ファイル暗号化ソフトインストーラ媒体配布要請書

令和 年 月 日
(情報システム情報保証責任者)

- 1 インストーラ媒体配布要請理由
(例：新規購入した端末 5 台にインストールしたいため)
- 2 インストール対象端末台数 台
- 3 必要なインストーラ媒体枚数 枚
- 4 インストール作業担当者
(担当する情報システム情報保証責任者補助者)

所属 氏名
連絡先 (内線番号等)
- 5 その他 (特記すべき事項等)

秘匿解除データの保存申請・許可書

申請欄	秘匿解除データを保存する可搬記憶媒体管理簿の一連番号		暗号化解除又は封印解除する情報システムの一連番号又は端末番号等	
	解除理由			
	解除期間（媒体に暗号化されずに保存されている期間）	～		
	保存データ内容	<input type="checkbox"/> 特別防衛秘密電子計算機情報 <input type="checkbox"/> 特定秘密電子計算機情報 <input type="checkbox"/> 秘密電子計算機情報 <input type="checkbox"/> 個人情報電磁的記録 <input type="checkbox"/> 上記以外の電子計算機情報（注意電子計算機情報を含む。） （具体的に記入： ）		
上記のとおり当該可搬記憶媒体へ秘匿解除データの保存を申請する。 令和 年 月 日 解除申請者 所属 官職・氏名				
許可欄	解除の必要性を判断し、上記の解除申請について許可する。			
	保存データ内容が特別防衛秘密電子計算機情報の場合の許可			
	解除責任者（装備政策部長等 ^{*1} ）名			
	保存データ内容が特定秘密電子計算機情報の場合の許可			
	解除責任者（特定秘密管理者）名			
	保存データ内容が秘密電子計算機情報の場合の許可			
解除責任者（秘の管理者 ^{*2} ）名				
保存データ内容が個人情報電磁的記録の場合の許可				
解除責任者（保護管理者 ^{*3} ）名				
保存データ内容が注意電子計算機情報及び上記以外の電子計算機情報の場合の許可				
解除責任者（システム担当統括管理者又はシステム担当管理者 ^{*4} ）名				
解除実施欄	上記の申請・許可に従って解除を行った。 令和 年 月 日 解除責任者又は情報システム情報保証責任者補助者名			
事後処置欄	上記の解除期間を終了したので、当該電子計算機情報について下記のとおり処置した。 <input type="checkbox"/> 当該電子計算機情報を当該可搬記憶媒体から消去した。 <input type="checkbox"/> 当該電子計算機情報を再暗号化して当該可搬記憶媒体に保存し直した。 <input type="checkbox"/> 当該電子計算機情報が記録された媒体を譲渡又は破棄した。 <input type="checkbox"/> その他（処置内容： ） 令和 年 月 日 情報システム情報保証責任者補助者名			

注 封印を解除する場合は別記様式第3により許可を得ること。

- ※1 防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓第25号)第12条に規定される者。
- ※2 防衛装備庁における秘密保全に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓第26号)第2条第3項に規定される管理者。
- ※3 防衛装備庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓第7号）第5条に規定される保護管理者。
- ※4 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）(防衛調第4608号。19.4.27)第9第に規定されるシステム担当統括管理者又はシステム担当管理者。

封印等解除申請・許可書

承認番号

申請欄	封印等解除する情報システムの一連番号	
	解除理由	
	封印解除期間	～
許可欄	上記のとおり情報システムの封印等解除を申請する。	
	令和 年 月 日	
	解除申請者 所属 官職・氏名	
	解除の必要性を判断し、上記の封印等解除申請について許可する。	
	特別防衛秘密電子計算機情報を取り扱う情報システムの場合の許可	
	解除責任者（装備政策部長等 ^{*1} ）名	
特定秘密電子計算機情報を取り扱う情報システムの場合の許可		
解除責任者（特定秘密管理者又は特定秘密管理者補）名		
秘密電子計算機情報を取り扱う情報システムの場合の許可		
解除責任者（秘の管理者 ^{*2} ）名		
注意電子計算機情報及び上記以外の電子計算機情報を取り扱う情報システムの場合の許可		
解除責任者（システム担当統括管理者又はシステム担当管理者 ^{*3} ）名		
解除実施欄	上記の申請・許可に従って解除を行った。	
	令和 年 月 日	
	解除責任者又は情報システム情報保証責任者補助者名	
事後処置欄	上記の封印等解除期間を終了したので、再度封印等処置した。	
	令和 年 月 日	
	情報システム情報保証責任者補助者名	

※1 防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓第25号)第12条に規定される者。

※2 防衛装備庁における秘密保全に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓第26号)第2条第3項に規定される管理者。

※3 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて(通達)(防衛調第4608号。19.4.27)第9第に規定されるシステム担当統括管理者又はシステム担当管理者。

ファイル暗号化ソフトインストール済み	
一連番号※：○装△○□-シ△	
バージョン：3. 1	導入年月日：○○. ○○. ○○
鍵 番 号：004	更新年月日：○○. ○○. ○○

※ 一連番号は情報システム管理簿の一連番号を記載する。